

尼崎市建設工事共同企業体取扱要綱

(この要綱の趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市が発注する建設工事（以下「建設工事」という。）に係る共同企業体の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の方式)

第 2 条 建設工事に係る共同企業体の方式は、次のとおりとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体 別に定める建設工事の規模及び技術的難度の特性に応じ、当該建設工事ごとに結成される共同企業体
- (2) 経常建設工事共同企業体 建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力又は施工能力を強化することを目的として結成される共同企業体

(対象工事)

第 3 条 共同企業体に発注する建設工事は、次に掲げる共同企業体の区分に応じ、当該号に定めるところによる。

(1) 特定建設工事共同企業体 次に掲げる建設工事

ア 技術的難度の高い建設工事又は共同施工を通じて建設業者間の技術移転を促進する効果があると認められる建設工事で設計金額がおおむね 10 億円以上のもの

イ 特定建設工事共同企業体による共同施工により、円滑かつ効果的な運営が確保することができると思われる建設工事

(2) 経常建設工事共同企業体 指名競争入札（公募型指名競争入札を除く。）によらない建設工事

(構成員の数)

第 4 条 共同企業体の構成員の数は、次に掲げる共同企業体の区分に応じ、当該号に定める数の範囲内で発注を行う建設工事ごとに決定するものとする。

(1) 特定建設工事共同企業体 次に掲げる建設工事の区分に応じ、次に定める数

ア 設計金額が 5 0 億円以上の建設工事で別に定めるもの 4 者又は 5 者

イ ア以外の建設工事 2 者又は 3 者

(2) 経常建設工事共同企業体 2 者又は 3 者

(構成員の構成要件)

第 5 条 構成員の構成は、次に掲げる共同企業体の区分に応じ、当該号に定めるところによる。

(1) 特定建設工事共同企業体 本市内に本店を有する者が 1 人以上構成員となっていること。

(2) 経常建設工事共同企業体 構成員が第一希望とする希望業種（本市の建設工事の一般競争入札参加有資格者名簿において登録されている希望業種をいう。以下同じ。）が同一で、かつ、構成員の格付け等級（尼崎市建設業者等級別格付基準第 2 条にいう総合数値（客観数値に主観数値を加え又は減じて求めた数値）により定める等級をいう。以下同じ。）が同一又は 3 等級の範囲内にある者によって構成されていること。

(構成員の条件)

第 6 条 特定建設工事共同企業体の構成員は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たして

いなければならない。

- (1) 建設工事の一般競争入札参加有資格者名簿に登載され、かつ、発注工事に対応する工事を希望業種として登録していること。
- (2) 同一の発注工事において、他の特定建設工事共同企業体の構成員になっていないこと。
- (3) 発注工事の施工能力等についての条件を別に定める場合は、当該条件を満たしていること。

2 経常建設工事共同企業体の構成員は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たしていなければならない。

- (1) 発注工事に対応する建設工事の種別について本市の競争入札参加資格を有し、かつ、その格付け等級が B 等級以下であること。
- (2) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する要件を満たす中小企業であること。
- (3) 本市内に本店を有する者であること。
- (4) 他の経常建設工事共同企業体の構成員となっていないこと。

（結成方法）

第 7 条 建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

（出資比率の最小限度基準）

第 8 条 特定建設工事共同企業体の構成員の出資比率は、次の各号に掲げる構成員の数に応じ、当該各号に定める割合以上でなければならない。

- (1) 2 者 100 分の 30
- (2) 3 者 100 分の 20
- (3) 4 者 100 分の 15
- (4) 5 者 100 分の 12

2 経常建設工事共同企業体の構成員の出資比率は、次の各号に掲げる構成員の数に応じ、当該各号に定める割合以上でなければならない。

- (1) 2 者 100 分の 30
- (2) 3 者 100 分の 20

（代表者に関する条件）

第 9 条 特定建設工事共同企業体の代表者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たしていなければならない。

- (1) 出資比率が当該特定建設工事共同企業体の構成員の中で最も大きいこと。
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 2 項の規定により選任される監理技術者（以下「監理技術者」という。）を契約期間を通じて発注工事の施工現場に専任で配置し、死亡、病気等の特別の事情がない限り入札参加申請時に指定した監理技術者を変更しないで工事の施工ができること。
- (3) 発注工事の入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び復権を得ない者でないこと。
- (4) 建設業法第 28 条第 3 項の規定による営業停止の処分を現に受けていない者であること。
- (5) 尼崎市指名停止基準（平成 6 年 8 月 1 日市長決定）に基づく指名停止の措置を現に

受けていない者であること。

(6) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(7) 代表者に関する条件を別に定める場合は、当該条件を満たしていること。

2 経常建設工事共同企業体の代表者は、次に掲げる要件をいずれも満たしていなければならない。

(1) 前項第 1 号、第 6 号及び第 7 号に掲げる要件

(2) 監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を契約期間を通じて発注工事の施工現場に専任で配置できること。

(建設工事共同企業体の存続期間)

第 10 条 建設工事共同企業体の存続期間は、次に掲げる共同企業体の区分に応じ、当該号に定める期間以上でなければならない。

(1) 特定建設工事共同企業体

ア 建設工事の契約の相手方となった特定建設工事共同企業体 次条第 2 項の認定の日から建設工事の請負契約の終了の日後 3 月を経過するときまで

イ ア以外の特定建設工事共同企業体 次条第 2 項の認定の日から建設工事の請負契約の締結の日まで

(2) 経常建設工事共同企業体 経常建設工事共同企業体の登録の日から 2 年（建設工事の契約の相手方となった経常建設工事共同企業体の登録の日から 2 年を経過する日が当該契約の終了の日前 3 月に相当する日以後となる場合は、同日まで）とする。

(資格審査の申請及び認定)

第 11 条 入札参加資格の申請をしようとする特定建設工事共同企業体に対しては、指定された期日までに、資格審査のために必要と認められる別に定める書類等を本市に提出させるものとする。

2 前項の書類等が提出されたときは、特定建設工事共同企業体の認定の可否を決定し、その結果を別に定める通知書により申請者に通知するものとする。

3 前 2 項の規定は、経常建設工事共同企業体の登録の申請について準用する。この場合において、第 1 項中「入札参加資格」とあるのは「経常建設工事共同企業体の登録」と、「特定建設工事共同企業体」とあるのは「経常建設工事共同企業体」と、前項中「特定建設工事共同企業体の認定」とあるのは「経常建設工事共同企業体の登録」と読み替えるものとする。

(経常建設工事共同企業体への発注の基準)

第 12 条 経常建設工事共同企業体に建設工事を発注する場合には、当該経常建設工事共同企業体の経営事項審査の結果に係る総合評点を基準に発注資格を定めることができる。

2 前項の経営事項審査の結果に係る総合評点は、各構成員の直近の建設業法第 27 条の 23 の規定に基づく経営事項審査の結果通知書に記載された数値を基礎として、別に定める計算式により算定する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、総務局長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(同和事業建設共同企業体の取扱要領等の廃止)

2 次の各号に掲げる要領は、廃止する。

(1) 同和事業建設共同企業体の取扱要領（昭和54年3月13日市長決定）

(2) 市内建設業者並びに準市内又は市外建設業者を構成員とする建設共同企業体制度実施要領（昭和54年7月5日市長決定）

(3) 市内業者のみを構成員とする建設共同企業体制度実施要領（昭和54年7月5日市長決定）

付 則

この要綱は、平成14年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。